

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：渋谷区】

機関名称	渋谷区消防団運営委員会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	特別区の消防団の設置等に関する条例第3条
設置年月日	昭和38年7月25日
機関の目的 ・所掌内容	(目的) 消防団の組織の整備を図り、その運営を円滑に行う。 (所掌内容) 委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項を審議して答申する。 1 消防団の組織に関する事。 2 消防団員の確保に関する事。 3 消防団員の待遇改善に関する事。
委員数	15人 (うち、女性委員数 4人)
会議公開	公開
会議 非公開理由	—
議事録公開	公開
議事録を非公開と する場合の理由	—
備考	—
HPのURL	渋谷区ホームページ www.city.shibuya.tokyo.jp/
問い合わせ先	渋谷区危機管理対策部防災課 電話番号：03-3463-4475 FAX番号：03-5458-4923